

介護予防・日常生活支援総合事業
関係事業者 各位

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

基準緩和サービスにおける一定の研修について(通知)

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただきありがとうございます。
さて、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和サービス(基準緩和訪問型サービス、基準緩和通所型サービス)につきましては、基準緩和訪問型サービスの「訪問介護員」、基準緩和通所型サービスの「生活相談員」の資格要件に「一定の研修を修了した者」を定めています。

このたび、相模原市が実施する「介護に関する入門的研修」を受講し、修了した方については、基準緩和サービスにおける「一定の研修」の一部を免除することとしますので、お知らせいたします。

この「介護に関する入門的研修」は、介護未経験者や介護に関心のある方が、介護の基本的な知識を学ぶことができる研修であり、厚生労働省通知(社援基発0330第1号)に基づき都道府県及び市区町村が実施するものです。

つきましては、基準緩和サービス事業所におかれましては、研修の趣旨をご理解いただき、「介護に関する入門的研修」を受講し、修了した方について、雇用機会の創出の場として、積極的な雇用をお願いいたします。

< 基準緩和サービスにおける一定の研修 >

研修項目	時間
市が作成するテキストによる研修	3時間～4時間程度
事業所で実施する専門的な研修	2時間～3時間程度

「介護に関する入門的研修」
(21時間)を受講し、修了した方については免除します。
相模原市が実施するものに限る

相模原市が実施する「介護に関する入門的研修」につきましては、下記ホームページをご覧ください。

『介護の基本を学ぼう！介護の入門的研修&お仕事相談』

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kaigo/1018390.html>

問い合わせ先

相模原市 高齢政策課 指定・指導班

電話 042-707-7046

FAX 042-752-5616